

定 款

特定非営利活動法人大山千枚田保存会

平成 15 年 10 月 27 日 設立（登記）

特定非営利活動法人大山千枚田保存会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大山千枚田保存会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県鴨川市平塚101番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大山千枚田(棚田)に代表される自然豊かな里山の環境保全を進めながら、また、そのなかで都市との交流を通して豊かで潤いのある地域社会づくりを推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動。

(2) 環境の保全を図る活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

1.里山の環境保全に関する事業

2.里山を生かした自然、環境、食農教育に関する事業。

3.情報の収集や発信に関する事業

4.環境保全や自然、環境、食農教育活動のPRに関する事業

5.前各号の事業に付帯する事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 賛助会員 正会員に準ずる個人又は団体であり、総会において議決権を持たない。

(入会)

第7条 会員の入会についての条件を特に定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を、所定の期日までに納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。

2. 理事長及び副理事長は理事会において理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることが出来ない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表してその業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを、発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告

すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は 2 年とする。ただし再選は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

2. 賛助会員は理事長の許可を得て傍聴することができる。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4条の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定により請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）

第26条 総会は正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4. 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においてはその正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、この法人の事務所に備え置かなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 現理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 2. 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理

事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、予算準拠の原則、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則にしたがって行わなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

3. 決算書類、帳簿、会計伝票、証拠書類は別に定める規定により保存しなければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受け、会員に通知しなければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したときは、理事が清算人になる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人または公益法人（社団法人・財団法人）で、当法人と目的を同じくする者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及びその他必要に応じ職員を置く。
3. 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

理事長	石田三示
副理事長	柴崎五一
副理事長	柴崎義武
理事	川名久夫
同	高梨良雄
同	首藤悦子
同	柴崎幸助
同	渡邊隆俊
同	古橋博子
同	鳥海修身
同	長村順子
同	川名介男
同	柴崎榮一
同	石井好江
同	内木 加
監事	川名正夫
監事	渡邊晴江

3. この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成17年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収入予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

会費 年額 3,000 円

賛助会員（個人）

会費 年額 1,000 円

賛助会員（団体）

会費 年額 10,000 円（1口）

第1章第2条改正

この法人は事務所を千葉県鴨川市平塚 101 の 1 に置くより、この法人は事務所を
千葉県鴨川市内に置くに変更する。（総会にて平成 22 年 5 月 22 日より施行）

附則 6 改正

この法人の会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額へ変更する。

	現行		改定
正会員会費年額	3,000 円	→	<u>5,000 円</u>
賛助会員会費年額	1,000 円	→	<u>3,000 円</u>

（総会にて平成 26 年 5 月 17 日承認 平成 27 年 4 月 1 日より施行）

第9章第53条改正

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行うより、この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法 28 条の 2 第一項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うに変更する。

（総会にて平成 29 年 5 月 20 日より施行）

この定款は千葉県より認定を受けた当法人の定款に相違ありません。

平成 29 年 5 月 20 日

特定非営利活動法人大山千枚田保存会

理事長 石田 三